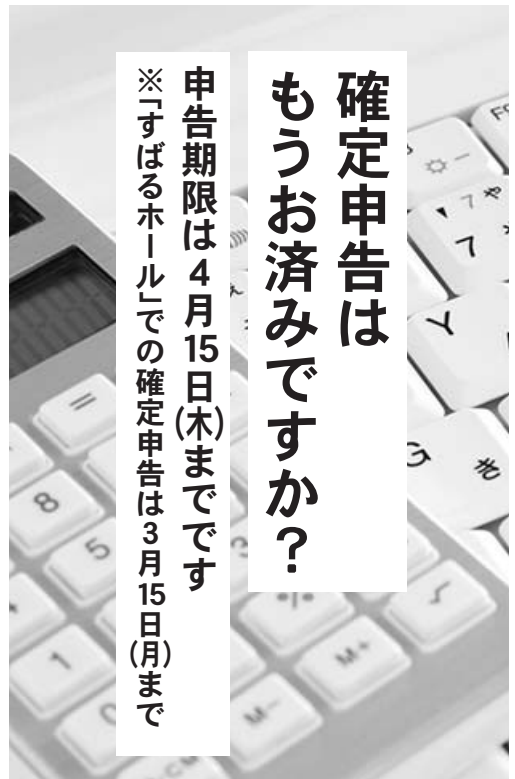


確定申告は

もうお済みですか？

申告期限は4月15日(木)までです

※「すばるホール」での確定申告は3月15日(月)まで



とき 4月15日(木)まで
※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、確定申告の申告期限を4月15日(木)まで延長していただきます。

ところ すばるホール
※ただし、3月15日(月)まで(土・日曜日を除く午前9時～午後4時)。
※3月16日(火)以降は、富田林税務署で受け付けます。
予約方法など詳しくは、お問い合わせください。
持ち物 筆記用具、計算器具、関係書類や前年度の申告書の控えなど
●すばるホールの入場には「入場整理券」が必要です
新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の一環として、会場内の混雑緩和のため、会場への入場には、入場できる時間帯が指定された「入場整理券」が必要です。

同券は会場で当日配布しますが、国税庁LINE公式アカウントで事前発行もできます。発行方法は、同LINEアカウントの「入場整理券を取得する方法」をご覧ください。

※同LINEアカウントには、下図のQRコードから「友だち追加」できます。



※入場整理券の受付状況に応じて早めに相談受付を終了したり、後日の来場をお願いしたりする場合があります。

●パソコンやスマートフォンでの申告をお願いします
申告書作成会場は、毎年大変混み合いますので、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅などでの申告書の作成にご協力をお願いします。

また、作成済みの申告書を提出される場合は、郵送または富田林税務署窓口へ直接お持ちください。

※「確定申告書等作成コーナー」には、下図のQRコードからアクセスできます。



●医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。

※明細書の様式は、国税庁ホームページからダウンロードできます。

●ふるさと納税ワンストップ特例をご利用の人へ

医療費控除などを受けるために確定申告書を提出すると、ワンストップ特例制度が適用されなくなりますので、確定申告書にふるさと納税に係る寄附金控除の額を必ず記載してください。

問い合わせ 富田林税務署
☎(24)3281



～今年の申告は、いつもと違う方法で！～

令和3年度市・府民税の申告を受け付けています

市・府民税の申告をしなければならぬ人は、今年1月1日現在、本市に居住し、昨年中に所得のあった人です(給与所得だけの人で市・府民税を特別徴収されている人や、所得税の確定申告をした人は必要ありません)。

とき 3月15日(月)まで(土・日曜日を除く午前9時～午後5時30分)

※会場は、午前9時に開場します。

ところ 市役所地下902・903会議室

※3月16日(火)以降は、市役所1階課税課(⑬番窓口)で受け付けます。

●郵送での申告にご協力を
令和3年度分の市・府民税申告書からインターネットでの作成ができるようになりまし。作成した申告書を印刷したり、また手書きで作成したりした申告書の内容を確認の上、必要書類を添付して郵送で提出することができます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、郵送による提出にご協力をお願いします。

※同システムには、市ウェブサイト(課税課のページ)からアクセスできます。

●申告されていない場合、次のようなことに影響が出ますので、申告にご協力ください

- 市・府民税証明書の交付ができないことがあります。
- 公的年金に係る所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または所得税の確定申告書を提出しなかつた場合、控除される情報得られないため、扶養・配偶者控除などの適用が可能でも、控除が適用されないことがあります。
- 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

問い合わせ 課税課(内線1111、1112)

市税の納付は便利な口座振替で

市税で口座振替ができるのは、固定資産税・都市計画税、市・府民税（普通徴収のみ）、軽自動車税（種別割）です。口座振替は期別ごとの納付だけでなく、全期前納も利用できます。また、各税金の納期限に自動的に引き落としされるため、金融機関などに行く必要はなく、納め忘れもありませんので、ぜひご利用ください（全期前納の場合は、第1期の納期限）。

申し込み

●ペイジー口座振替受付サービスでの申し込み

引き落としを希望する口座のキャッシュカード（暗証番号の入力が必要）を収納管理課または金剛連絡所に持参いただくだけで、簡単に金融機関への口座振替の手続きができます。
※一部取り扱いできないカードがあります。対応している金融機関など詳しくは、お問い合わせください。

●取扱金融機関の窓口での申し込み

納税通知書と通帳の印鑑、預（貯）金通帳を持参の上、口座振替依頼書（市内の金融機関に備え付け）に必要事項を記入し、市税取扱金融機関へ。

※市外の金融機関などで申し込む場合は、お問い合わせください。

申込期限（令和3年度）

	期別	令和3年度納期限	ペイジー口座振替受付サービスの申込期限	取扱金融機関への口座振替の申込期限
固定資産税 ・ 都市計画税	第1期	5月31日	5月14日	4月15日
	第2期	8月2日	7月15日	6月15日
	第3期	9月30日	9月15日	8月13日
	第4期	1月4日	12月15日	11月15日
	全期前納	5月31日	5月14日	4月15日
市・府民税 (普通徴収)	第1期	6月30日	6月15日	5月14日
	第2期	8月31日	8月13日	7月15日
	第3期	11月1日	10月15日	9月15日
	第4期	1月31日	1月14日	12月15日
	全期前納	6月30日	6月15日	5月14日
軽自動車税 (種別割)	全期	5月31日	5月14日	4月15日
	軽自動車税（種別割）については、同一名義で登録されている全台数の引き落としになります			

問い合わせ 収納管理課（内線122）

原付・軽自動車などの廃車、名義変更の手続きを忘れていませんか

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点で、バイク・軽自動車・小型特殊自動車などを所有または使用する人に対し、所在地の市区町村で課税されます。廃車や名義変更などの手続きが完了していないと、令和3年度以降も課税の対象となります。

軽自動車などを「他の人に譲った」「使用していない」「盗難に遭った」場合には、廃車または名義変更の手続きをする必要があります。また、転出により住所が変更になった場合も、住所変更の手続きが必要です。

4月2日以降に廃車や名義変更の手続きをしても、その年度は1年分課税されますので、早めの手続きをお願いします。

●念のために確認を！

「廃車・解体手続きを業者へ依頼したが、解体処理だけを行い廃車手続きが行われていない」などの事例が多く見受けられます。車輛を解体業者などへ引き渡しただけでは、登録を抹

消したことにはなりません。また、車輛を売買または譲渡しただけでは名義変更完了ではありません。

手続きを依頼した場合は、トラブルを防止するためにも手続きが完了したか、必ず確認をお願いします。

●住所変更をしないまま乗っていると次のようなおそれがあります！

- ・税金の通知やリコールの案内、保険のお知らせが届かない
- ・お知らせなどが前の住所に届き、トラブルの原因になる
- ・盗難、事故の際に所有者や使用者の確認が遅れる
- ・車検を受けることができなくなる

●車種ごとの廃車、名義変更、住所変更の手続き方法は下記を参考としてください。

◇原動機付自転車（～125CC）・小型特殊自動車

ところ 課税課（内線110）、または金剛連絡所〔☎(29)1401〕

持ち物 ナンバープレート、印鑑、申告済証（販売証明書）

◇125CCを超える2輪車

ところ 大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地）〔☎050(5540)2060〕

◇軽自動車（3輪・4輪）

ところ 軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町一丁目13の3）〔☎050(3816)1842〕

※持ち物など詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ 課税課（内線110）

固定資産税の「縦覧帳簿の縦覧」と「課税台帳の閲覧」を実施

縦覧帳簿の縦覧 縦覧帳簿の納税者本人の土地・家屋の評価額と市内の他の土地・家屋の評価額を比較できます。

記載内容

◇土地価格等縦覧帳簿＝所在、地番、地目、地積、価格、市街化区域・市街化調整区域の別

◇家屋価格等縦覧帳簿＝所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格、建築年

縦覧できる人

◇土地価格等縦覧帳簿＝市内に土地を所有している納税者

◇家屋価格等縦覧帳簿＝市内に家屋を所有している納税者

※いずれも納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人でも可。

期間 4月1日(休)～5月31日(月)（土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時30分）

課税台帳の閲覧 土地や家屋などの所有者は固定資産課税台帳を閲覧できます。また、借地人・借家人なども賃借権などの目的となる土地・家屋について記載された部分を閲覧できます。

閲覧できる人

◇納税義務者

◇納税管理人、納税者の同居親族、委任状を持っている代理人

◇借地人、借家人など（ただし、権利関係と有償であることを示す書類が必要です）

期間 4月1日(休)～令和4年3月31日(休)（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時～午後5時30分）

縦覧・閲覧場所 課税課（内線113～116）

※縦覧・閲覧に必要な書類など詳しくは、お問い合わせください。